



グリーンファイナンスの動向について

2023年8月8日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室



本資料の目次

1. **グリーンファイナンスの概要**
2. グリーンファイナンスに関する市場動向
3. グリーンファイナンスに関する海外の政策動向

グリーンファイナンス手法の説明

グリーンファイナンス手法による資金調達の実例（債券とローン）

◆ グリーンボンド（グリーンローン）

- 企業や自治体等が、グリーンプロジェクト（再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・回収、生物多様性の保全、資源循環に関する事業等）に要する資金を調達するために発行する債券。
- グリーンローンは上記のローン版。

◆ サステナビリティボンド

- 企業や自治体等が、グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト（地域活性化、医療、女性活躍、福祉等）の両方を資金使途として発行する債券。

◆ サステナビリティ・リンク・ボンド（サステナビリティ・リンク・ローン）

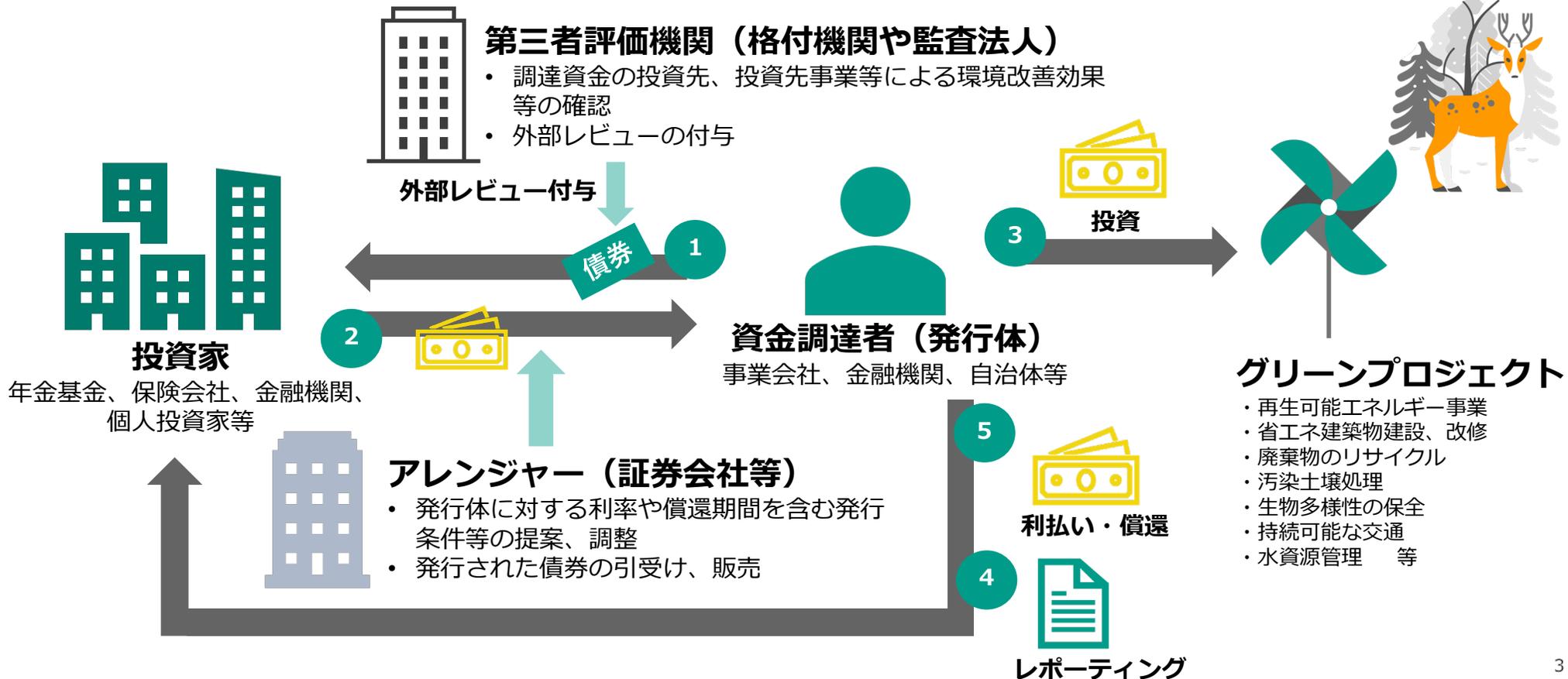
- サステナビリティ経営の推進を目的に、資金調達者（企業や自治体等）があらかじめ立てたサステナビリティ目標（CO2削減目標等）の達成度合いによって金利等の条件が変化する債券。
例：達成したら金利が下がる、達成しなければ金利が上がる、相当程度の寄付を行う 等
- サステナビリティ・リンク・ローンは上記のローン版。

グリーンボンド（ローン）とそのステークホルダー

- ▶ グリーンボンド（ローン）とは、企業や自治体等が、グリーンプロジェクト（再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・回収、生物多様性の保全、資源循環に関する事業等）に要する資金を調達するために発行される債券（融資）。

グリーンボンドのスキーム

※グリーンローンの場合は、貸し手（金融機関）と借り手（企業・自治体等）の相對契約のため、以下のスキームからアレンジャーが不在となる。



なぜグリーンファイナンスの拡大が必要なのか

グリーンファイナンスの推進は、気候変動問題に対応するための民間資金導入拡大を図る上で極めて有効な手段

- ◆ カーボンニュートラル実現のためには巨額な投資が必要。そのためには、**公的資金のみならず、大量の民間資金の導入が不可欠。**
- ◆ グリーンボンドを始めとするグリーン性が保証された金融商品は、下記の理由から実際の環境インパクトを伴った民間資金導入を拡大するための有効な手段。
 - ・ 事前・事後の外部評価と市場への説明が行われることにより、**環境改善効果（GHG削減）が強く担保されること。**
 - ・ 国際原則に整合した国内ガイドラインに則って実施されることで**国内外でグリーンと評価され、国内外のESG資金による投資対象となり得ること。**
 - ・ 公募債の場合、**企業にとっても調達上のメリット（市場における安定的な償却、投資家層の拡大、低金利での調達等）があり得ること。**

グリーンファイナンスに関する検討会 事業会社（発行体）部門意見交換会 議事要旨より グリーンボンド等を利用した目的及びメリットについて

- ・ 経営戦略の一環としてサステナビリティが位置付けられたことを契機に自社の環境への取組のPRを行うことや、投資家の拡大・多様化を目的として利用
- ・ 当初はPRの目的だったが、ESGファイナンス市場の拡大等により、調達の安定化や経済的メリットも目的にしている
- ・ 自治体としては、環境政策の推進、市場の活性化、政策に関与する機会の提供、投資家への社会的責任を果たす機会の提供、自治体債のクレジット向上等が発行意義
- ・ 社会的な反響、投資家からの需要が大きかったことで、通常より低金利での調達が実現。また、投資家層の拡大を実感
- ・ 投資家との対話の機会を通じて、互いの考え方や取組への理解が深まり、調達の安定化につながった
- ・ 取組を通じて自社内の意識向上にもつながった

環境省のグリーンファイナンスに関するこれまでの取組

- 2017年3月：市場において最も広く認知されている国際資本市場協会（International Capital Market Association）のグリーンボンド原則を基に、**国内実務指針としてグリーンボンドガイドラインを策定。**
- 2018年：**グリーンボンド発行に要する追加的費用に関する補助事業を開始。**

概要

- 登録制度：グリーンボンド発行等に関わる証券会社、銀行、評価機関、コンサルを申請に基づき登録。登録済の事業者を使用することを補助要件とする。
 - 費用補助：発行に係る追加的費用を補助。対象は評価費用及びコンサル費用、事後レポーティング費用（発行後3年間対象）。
- 2020年3月：国際動向及びICMAグリーンボンド原則の改訂を踏まえて、グリーンボンドガイドラインを改訂。併せて、LMA等が策定する国際原則に準拠した**グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンのガイドラインを策定。**
 - 2022年7月：国際原則の改訂及び国内外の動向を踏まえ、**グリーンボンド等ガイドラインの改訂版、サステナビリティ・リンク・ボンドのガイドライン（新規策定）を発表。**
同年の改訂では、今回のWGのスコープに関係ある部分として以下を実施。
 - ✓ グリーンプロジェクトにおける「**グリーン性**」の判断の観点の明確化
 - ✓ 従前別々の付属書に記載されていた**資金使途（グリーンプロジェクト）、評価指標（KPI）、ネガティブな環境効果の例**について、**ポジティブリストとして一覧表の形で整理。**



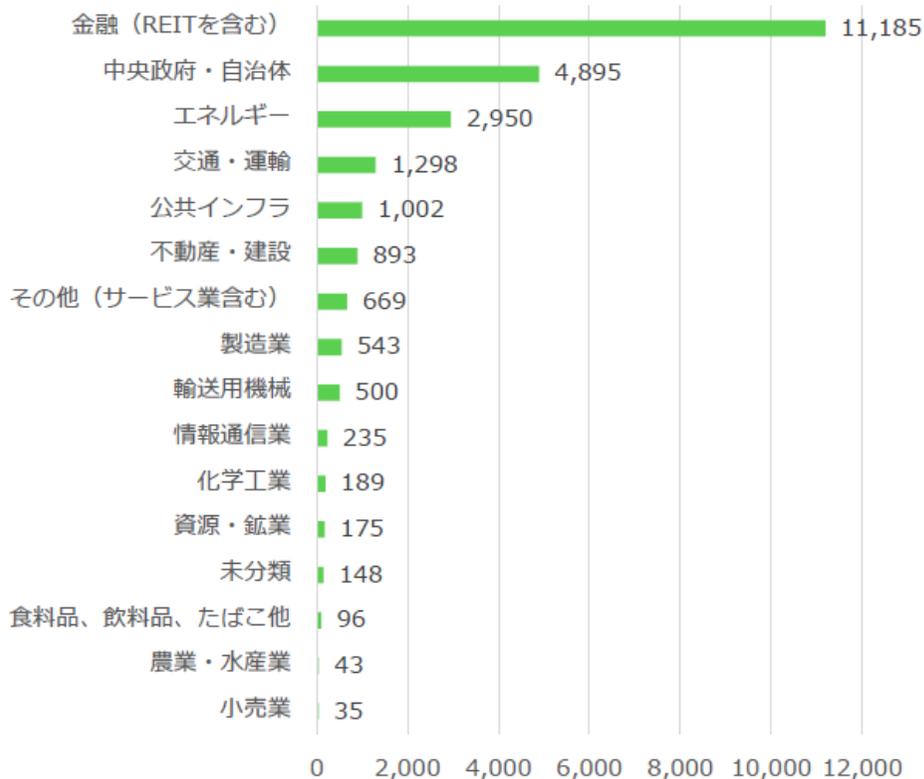
本資料の目次

1. グリーンファイナンスの概要
- 2. グリーンファイナンスに関する市場動向**
3. グリーンファイナンスに関する海外の政策動向

世界のグリーンボンド発行動向

- 2023年6月末時点で、2023年発行額は前年の約6割、発行件数は前年比で約4割になっている。また、累積発行額の45%が金融セクター（REITを含む）による発行。
- 資金使途は、再エネ、省エネ、グリーンビル、クリーン運輸が多いが、その他セクターへも定着してきている。

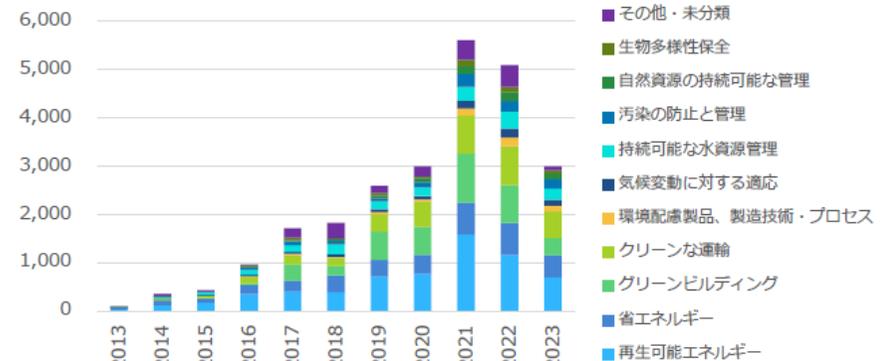
発行体業種別累積発行額（億米ドル）



発行額推移（億米ドル）



資金使途別推移（億米ドル）



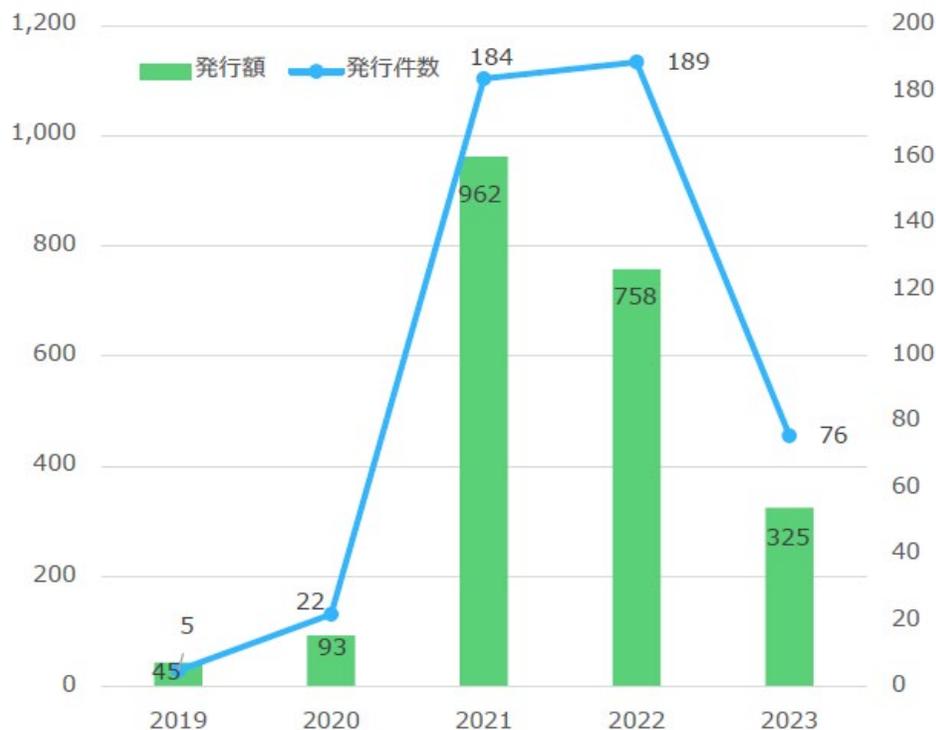
※複数資金使途があるものについては、調達資金総額をセクター数で按分。

*発行体セクター分類において、データベース上1番目に記載されたセクターを基に分類。1番目に「その他」とあり、その他特定のセクターも記載されている場合には、2番目に記載されたセクターに分類

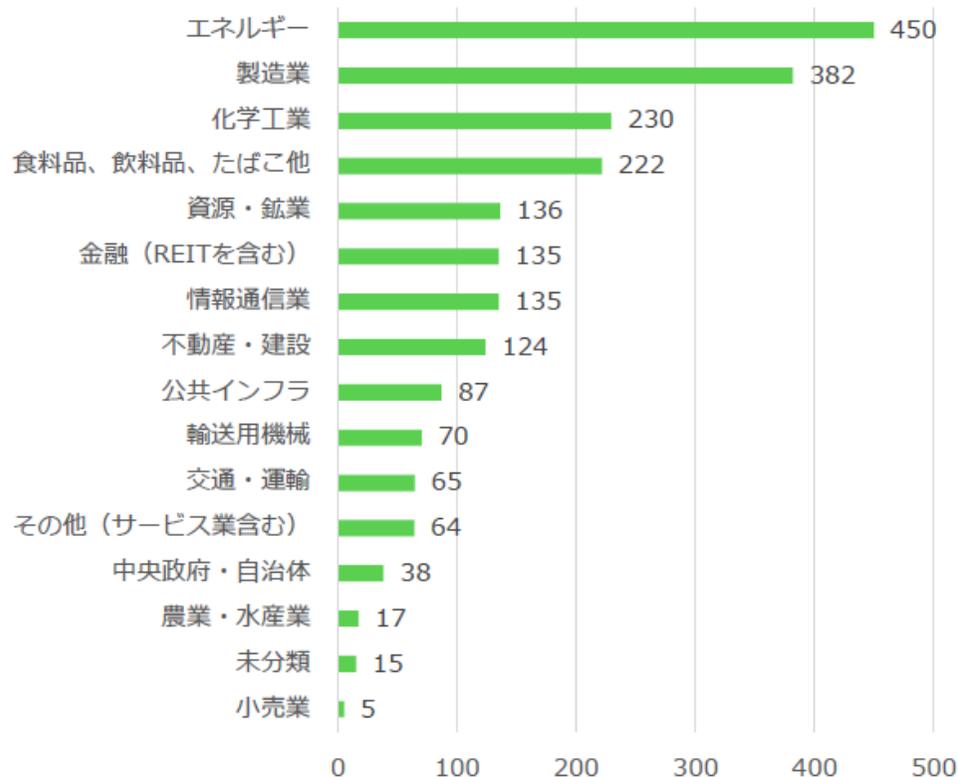
世界のサステナビリティ・リンク・ボンド発行額推移

- 2023年6月末時点で、2023年の発行額・件数ともに前年同時期比の約4割となっている。
- 累積発行額で見ると、発行体の業種別では、エネルギー、製造業、化学工業の順に発行額が多い。

発行額推移（億米ドル）



発行体業種別累積発行額（億米ドル）

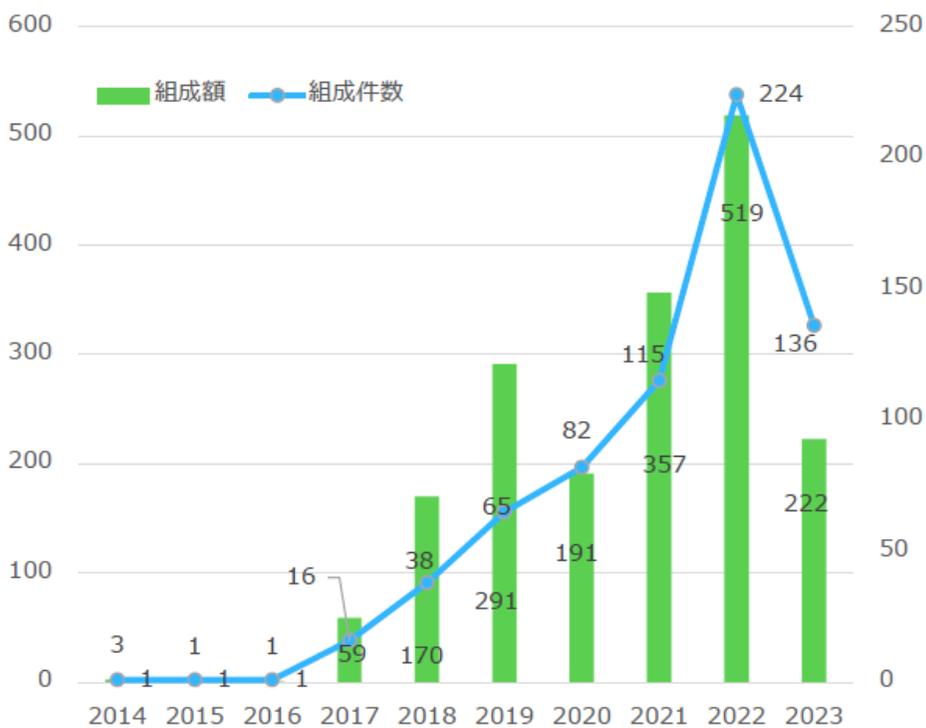


*発行体セクター分類において、データベース上1番目に記載されたセクターを基に分類。1番目に「その他」とあり、その他特定のセクターも記載されている場合には、2番目に記載されたセクターに分類。

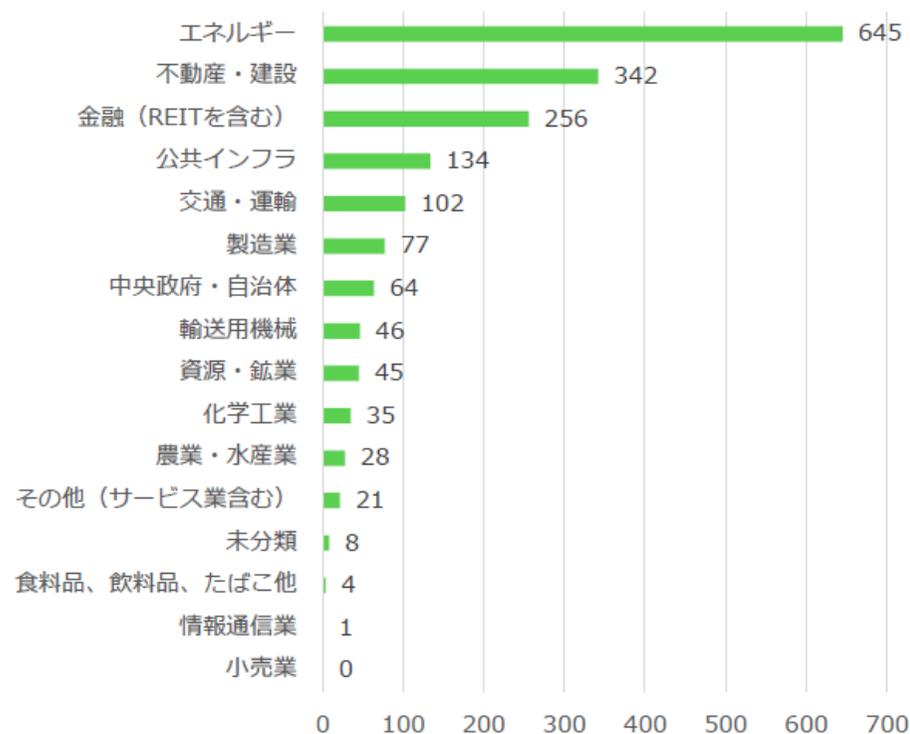
世界のグリーンローン組成動向

- (グリーンボンド市場とは異なり) 2022年の組成額・件数は過去最高を更新。2023年は6月末時点で、前年比で組成額は約4割、組成件数は約6割になっている。
- 累積組成額で見ると、借り手業種別には、エネルギー、不動産・建設、金融 (REITを含む) の順に組成額が多い。

組成額推移 (億米ドル)



借り手業種別累積組成額 (億米ドル)

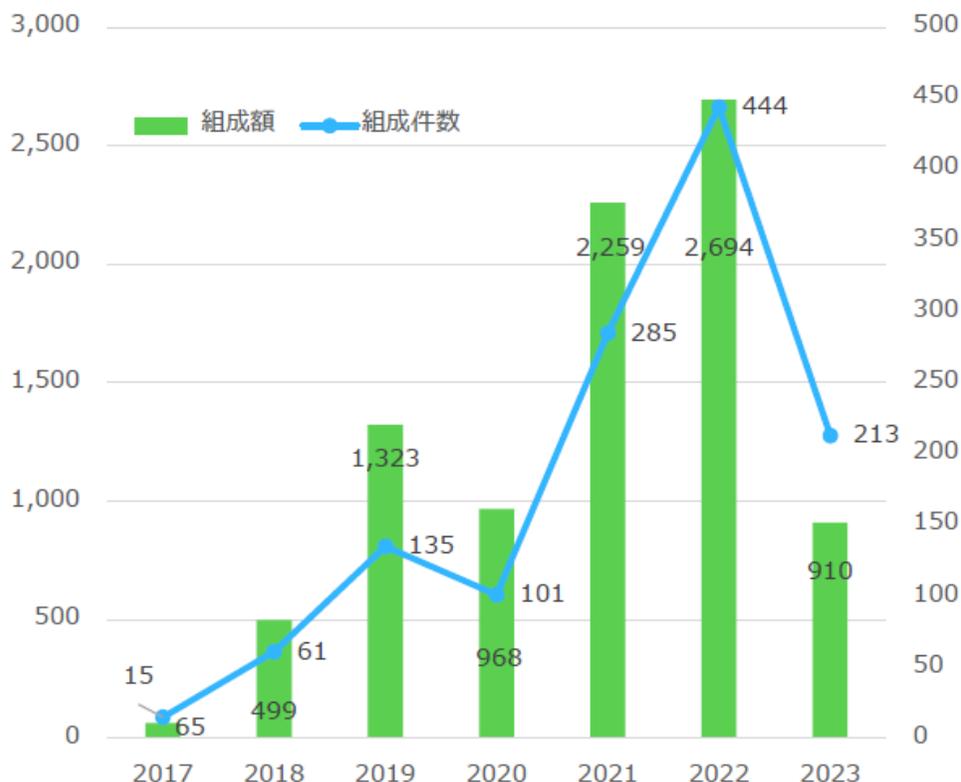


*借り手セクター分類において、データベース上1番目に記載されたセクターを基に分類。1番目に「その他」とあり、その他特定のセクターも記載されている場合には、2番目に記載されたセクターに分類

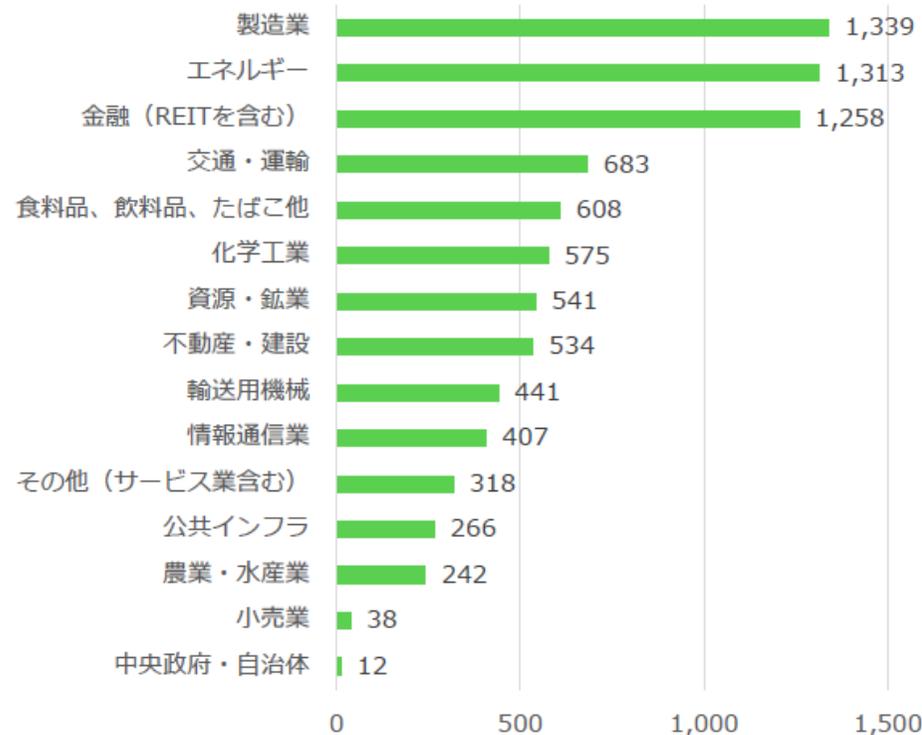
世界のサステナビリティ・リンク・ローン組成動向

- (サステナビリティ・リンク・ボンド市場とは異なり) 2022年の組成額・件数は過去最高を更新。2023年は6月
- 末時点で、前年比で組成額は約3.5割、組成件数は約5割になっている。
- 累積組成額で見ると、発行体業種別には製造業、エネルギー、金融 (REITを含む) の順に組成額が多い。

組成額推移 (億米ドル)



借り手業種別累積組成額 (億米ドル)

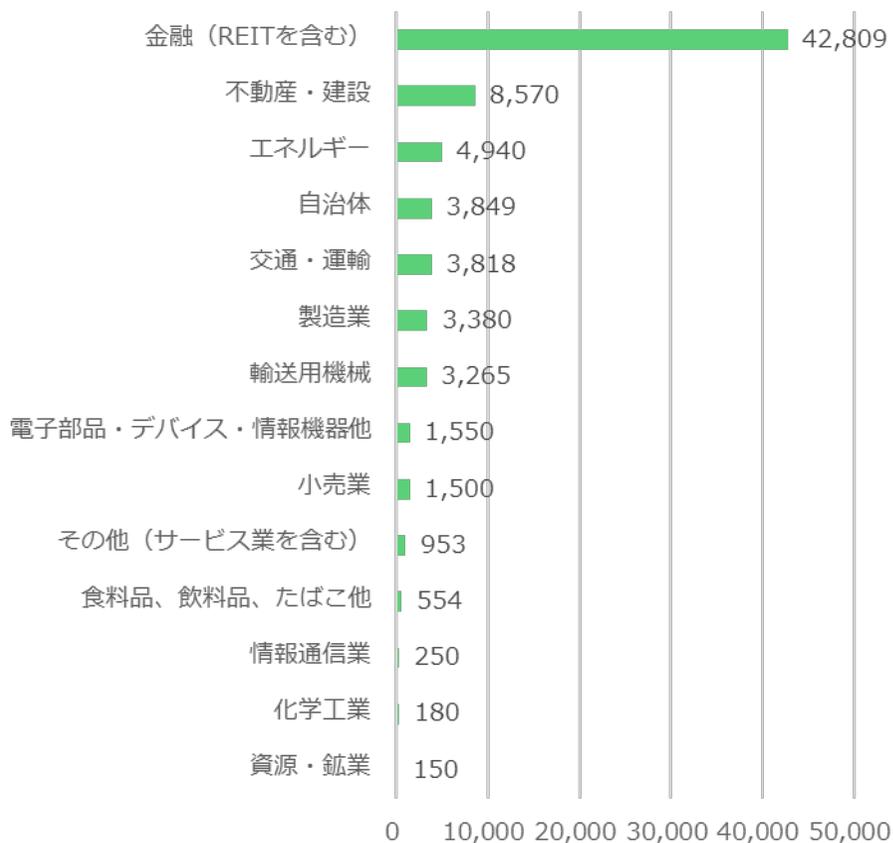


*借り手セクター分類において、データベース上1番目に記載されたセクターを基に分類。1番目に「その他」とあり、その他特定のセクターも記載されている場合には、2番目に記載されたセクターに分類

国内のグリーンボンド発行動向

- 発行額、発行件数はともに、2023年6月末時点で前年同時期と同水準の発行状況となっている。
- 資金使途では再エネ関連も多い一方、世界と比較して省エネ関連の発行が目立つ。

発行体業種別累積発行額（億円）

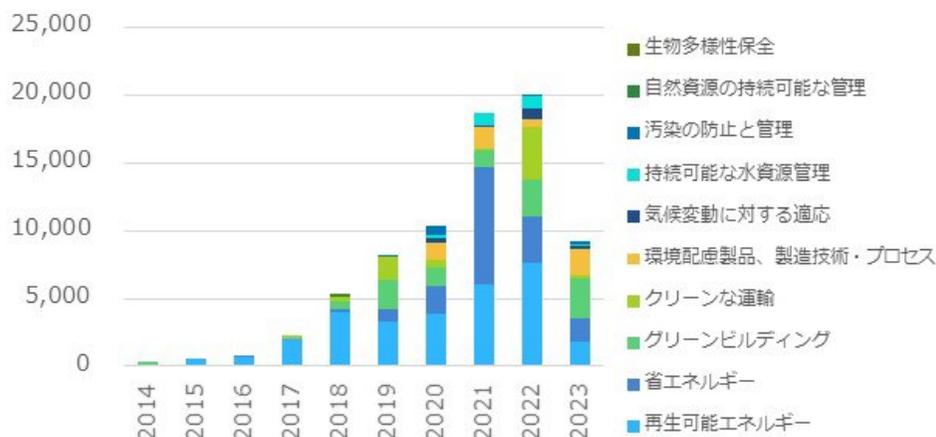


発行額推移（億円）



資金使途別推移（億円）

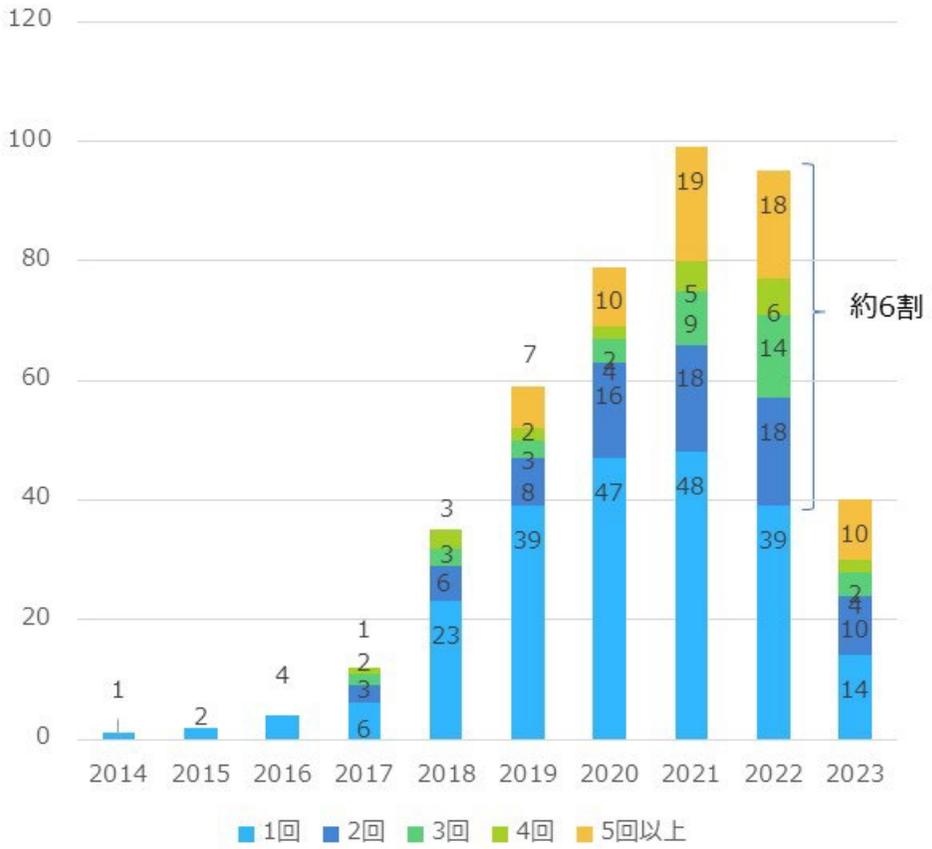
※複数資金使途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類



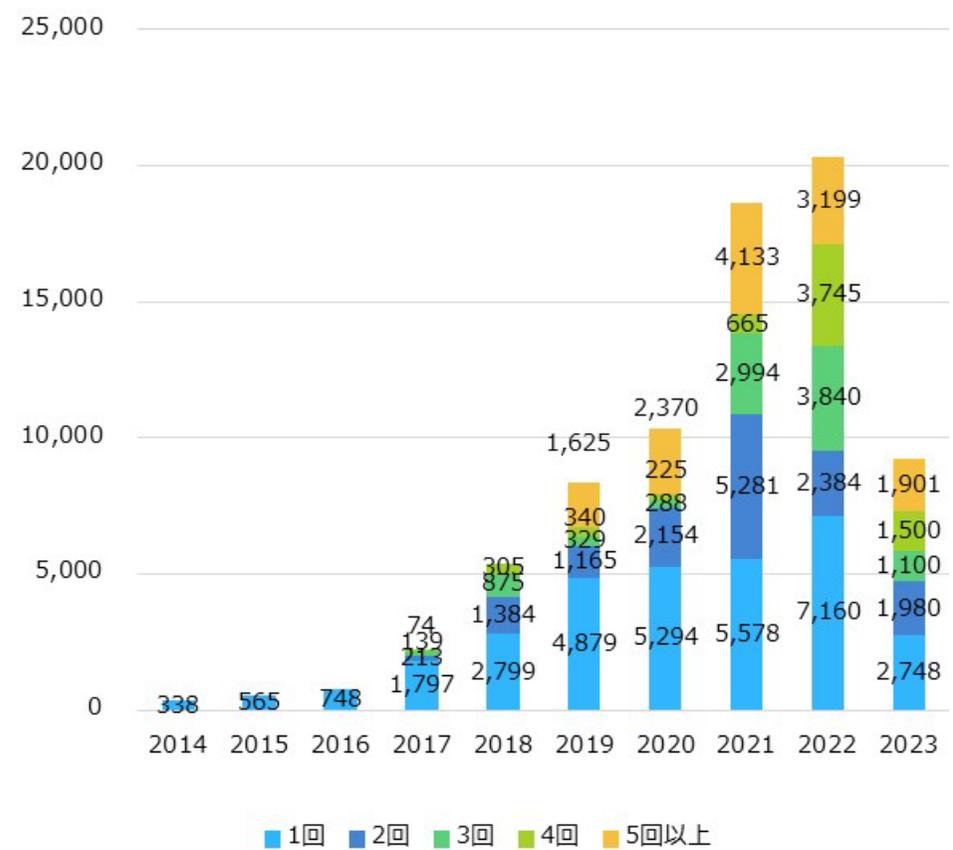
国内のグリーンボンド発行状況分析（発行回数別推移）

- 発行経験がある主体によるグリーンボンド発行は近年件数・金額ともに増加している。
- 一方、新規発行体のグリーンボンド発行件数は近年伸び悩んでおり、発行経験がない主体の巻き込みが必要。

発行回数別発行件数推移（件）



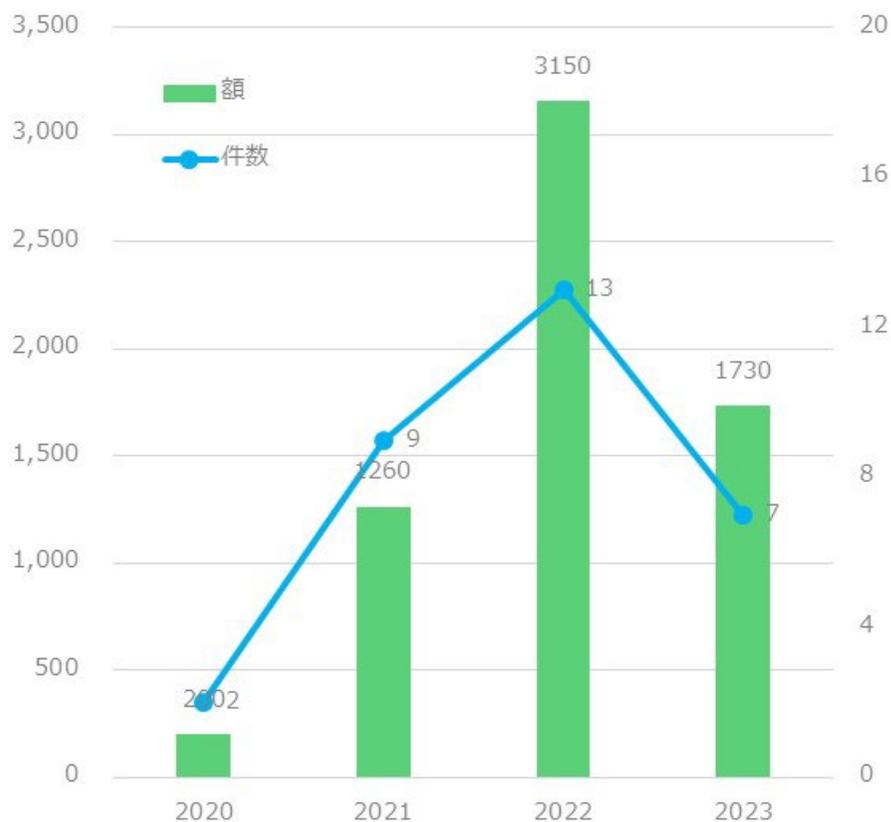
発行回数別発行金額推移（億円）



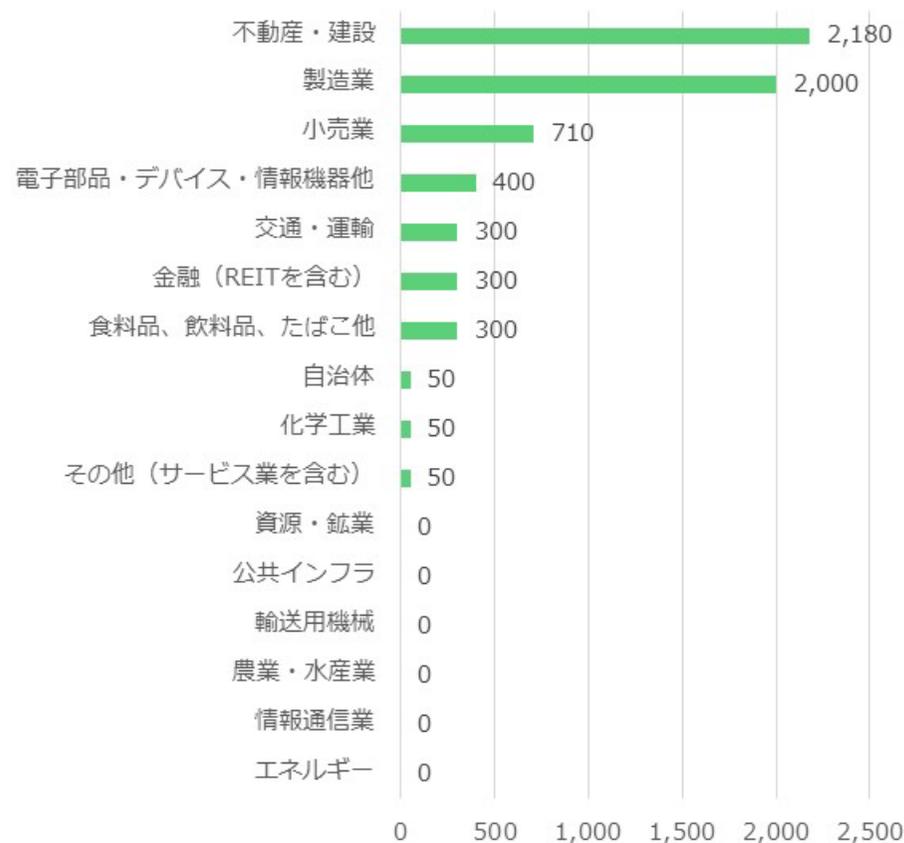
国内のサステナビリティ・リンク・ボンド発行額推移

- 国内発行金額は2022年から引き続き増加傾向で、2023年6月末時点で前年同時期比1.65倍となっている。
- 業種別では世界と異なり、不動産・建設、製造業等の発行額が多いことに加え、未発行業界も多い。

発行額・件数推移（億円）



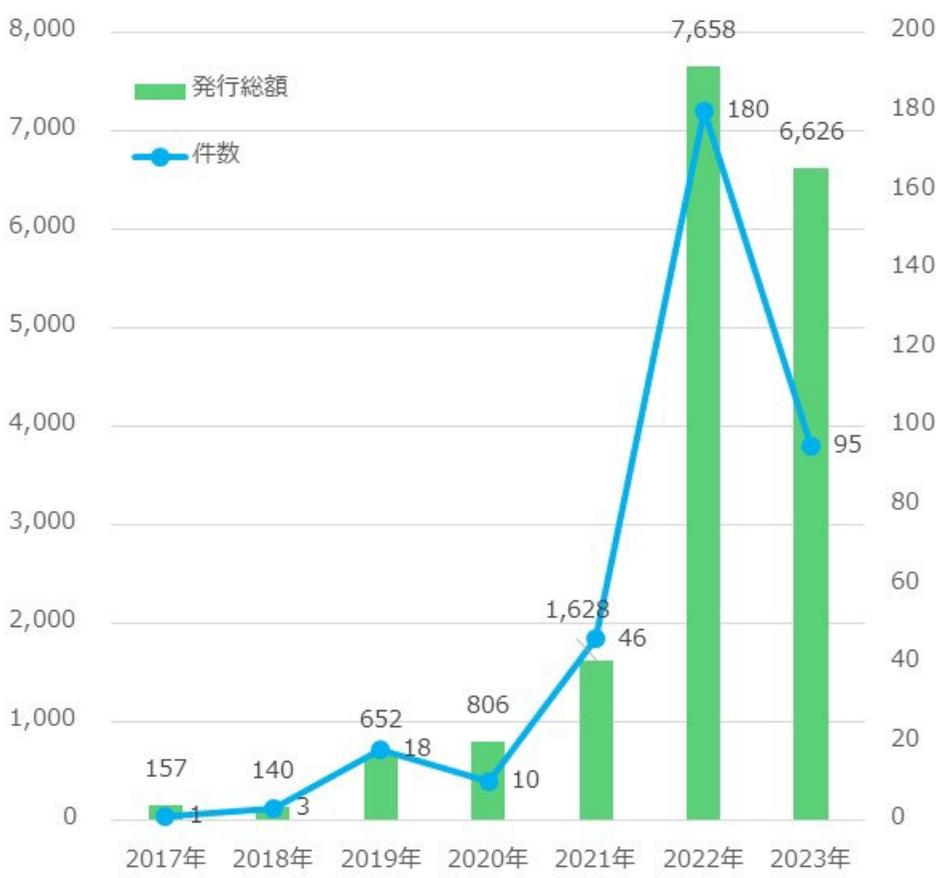
発行体業種別累積発行額（億円）



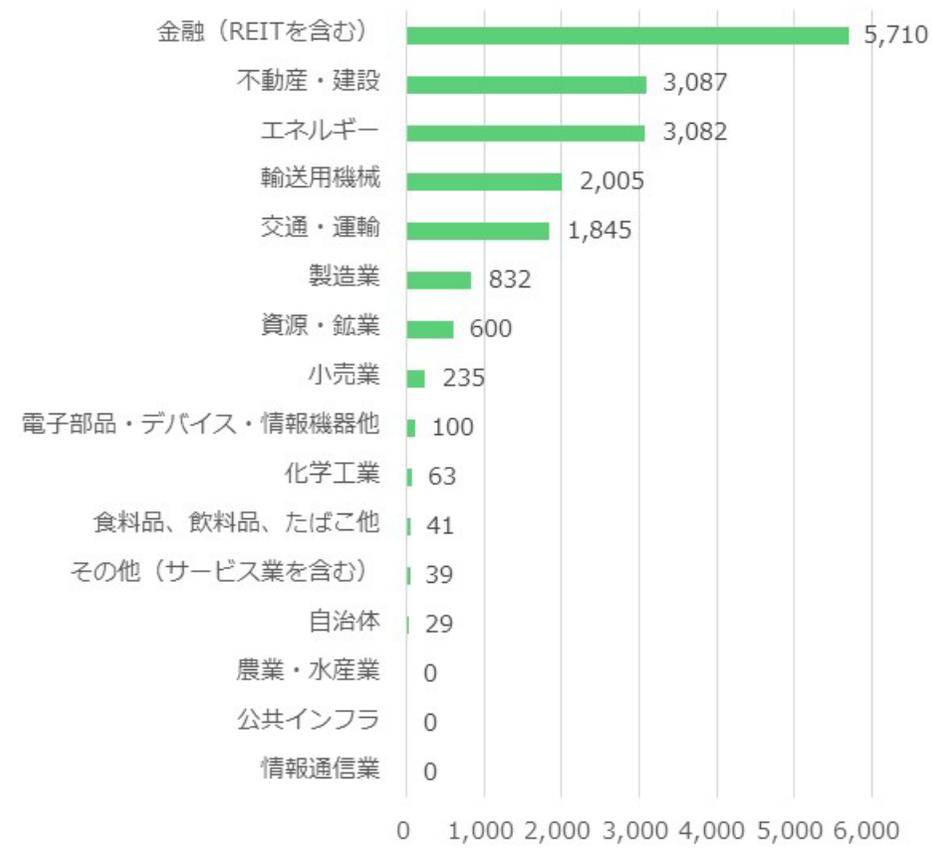
国内のグリーンローン組成動向

- 国内の組成額は大きく増加しており、2023年6月末時点で前年同時期比2.08倍となっている。
- 業種別には世界と同様、金融（REIT含む）、不動産・建設、エネルギーの順に多い。

組成額推移（億円）



借り手業種別累積組成額（億円）

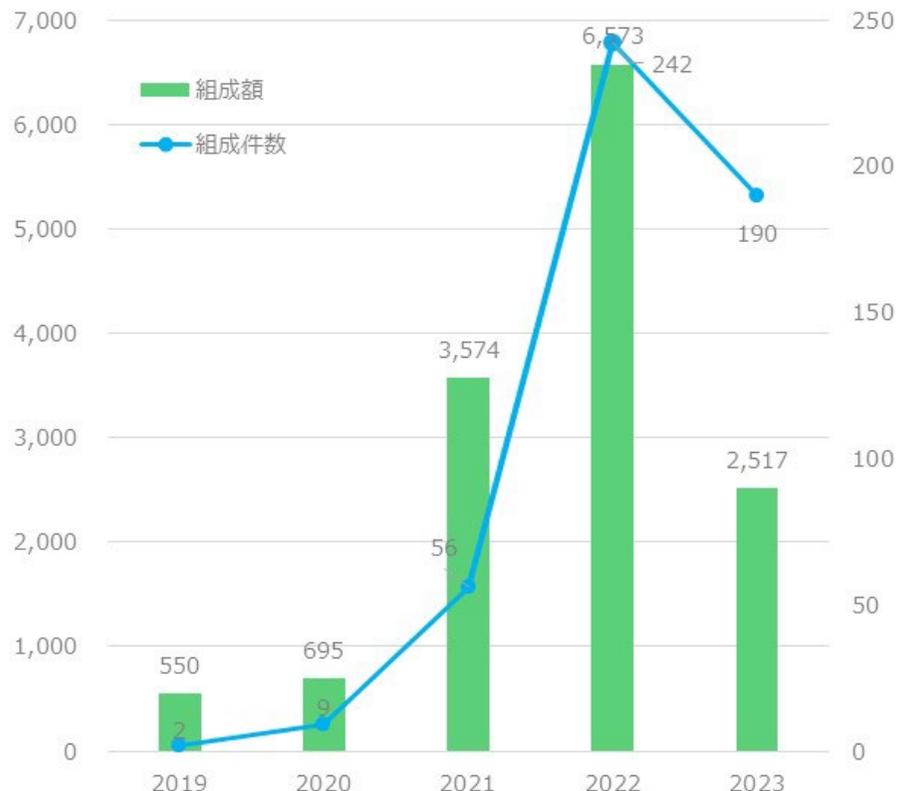


*金額情報の非開示案件は件数のみカウント

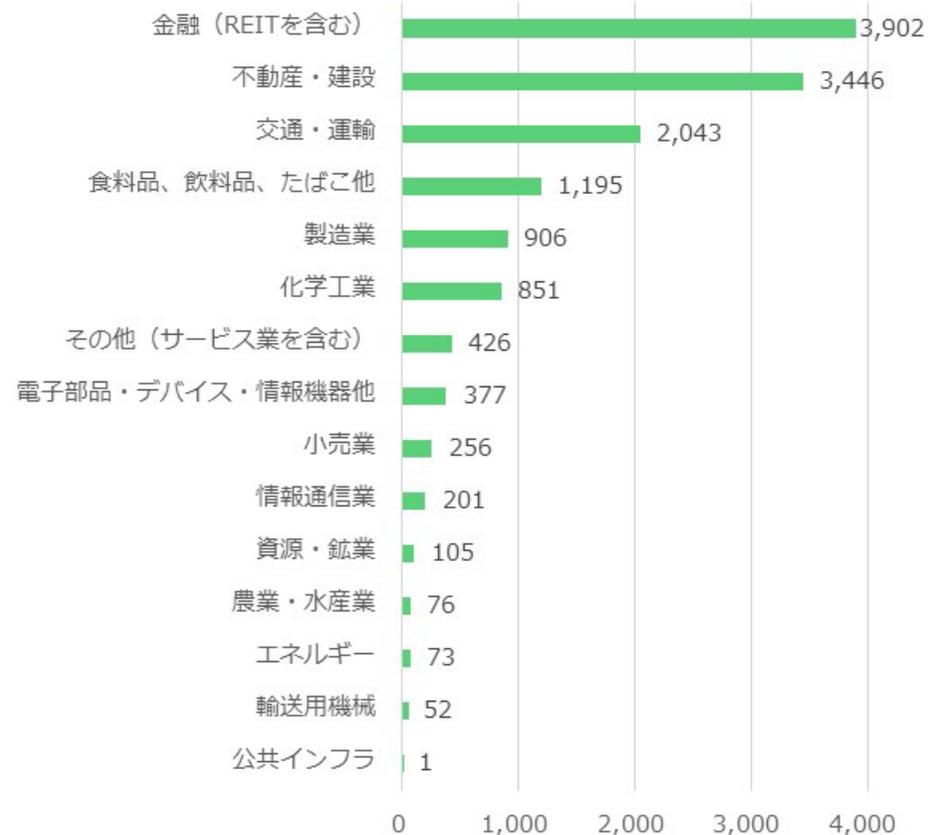
国内のサステナビリティ・リンク・ローン組成動向

- 2023年6月末時点で国内の組成額は前年同時期比で同程度、件数は2.24倍と増加傾向にある。ただし、借入額の非開示非公開での案件が増加しており、組成額も実態としては伸びていると推定される。
- 業種別には世界と同じく金融が多い一方、日本の特徴として交通・運輸、不動産・建設が多い。

組成額推移 (億円)



借り手業種別累積組成額 (億円)



*金額情報の非開示案件は件数のみカウント

グリーンボンド等の発行事例

- 近年では、脱炭素だけでなく資源循環や生物多様性（ブルー含む）を対象としたグリーンファイナンスが発行されている。

種類	発行体	業種	資金用途	グリーンボンド等の分類区分	ネガティブ効果と緩和策に関する評価	
					記載内容	ネガティブ効果
グリーンボンド	大王製紙株式会社	製造業	難処理古紙の有効活用に関する設備、黒液を燃料とするバイオマスボイラー	汚染防止と管理、再生可能エネルギー	法令等の遵守に加え、以下の実務的な対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> 設備新設に伴う利用電力増加分は、自家発電で賄う。また、バイオマス燃料や廃棄物燃料を利用した環境負荷の低いエネルギーを活用。 板紙増産による排水量増加分は、工場排水の再利用により増加を抑制 難処理古紙搬入車両増加による構内での排気ガス増加は、物流レイアウト等改善等により抑制 古紙に付属するビニール等に含まれる塩素分が焼却処理されることによるダイオキシン類の発生可能性：具体的な対応は記載ないが、廃掃法遵守の記載 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル、ボイラー→CO₂排出、水利用、排気ガス、ダイオキシン類
グリーンローン	株式会社ヤマダホールディングス	小売	廃家電リユース工場の建設・廃家電リサイクル工場・廃棄物発電施設の新設	汚染の防止と管理	<ul style="list-style-type: none"> リユース工場：洗浄・修理に特化しており、化学薬品の使用、燃焼は行わない。建物内のため外部への騒音は発生しない。洗浄工程排水は水質基準クリア。 リサイクル工場：粉塵、騒音、振動は自治体基準値以下。水質・悪臭は、全施設が建屋内のため、影響軽微。 廃棄物発電施設：環境アセス実施。工事施工時の関係法令順守。住民へ説明会実施。騒音、大気、騒音、振動、水質は自治体基準値以下となるよう設計・モニタリング。 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル、発電→水質、大気、騒音、粉塵、振動、悪臭
ブルーボンド	マルハニチロ株式会社	製造業	環境持続型の漁業・養殖事業	汚染の防止及び管理、生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設建設工事に伴う騒音・振動：騒音規制法、振動規制法の遵守、地域住民への十分な説明 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散：大防法、労安法、廃掃法等に基づき、適正に処理されることの確認 水質汚染：継続的な外部からの新たな海水の注入による水質のコントロール、法令を遵守した排水対応 生態系への悪影響：絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 養殖→土壌汚染、廃棄物、水質、生態系 施設建設工事→騒音、振動

(参考) グリーンウォッシュ 事例

- 近年多くのグリーンウォッシュが、NGOや規制官庁により指摘されており、**詐欺的な主張内容、意図しない原産地材料の使用、指標算出に用いられた元データに対する疑義**など、様々な点から提起されている。

商品の製造者・提供者	業種	対象製品・サービス	GW主張者	GWの概要	GWにより引き起こされるネガティブな効果
ウォルマート、コールズ	小売	竹を原料とした繊維製品	米国連邦取引委員会(Federal Trade Commission/FTC)	レーヨン繊維製品を竹製品と偽って販売。竹の織物が 環境に優しいプロセス を使用して作られたと宣伝していたが、実際には竹のセルロースを分解しをレーヨンに変換する際に 有毒な化学物質の使用 が必要であり、欺瞞的な環境主張を行ったとFTCから告発された。	3 汚染の防止と管理
イケア	小売	ブナ材の椅子	Eearthsight(NGO)	イケアが使用する木材は世界有数のグリーンラベルシステムである FSC認証 を取得している。Earthsightの調査により、 絶滅危惧種のオオヤマネコやクマの生息地であるウクライナのカルパティア山脈の森林で不法伐採 された木材で作られたブナ材の椅子を販売していることが判明した。	4自然資源・土地利用の持続可能な管理、 5生物多様性保全
H&M、NORRONA	衣料	オーガニックコットン Tシャツ	ノルウェー消費者庁(Norwegian Consumer Authority/NCA)	オーガニックコットンTシャツの環境上の利点を伝えるために使用されるアパレル業界指標である Higg Indexの算出に用いた元データに以下の問題があるとNCAは指摘 。 <ul style="list-style-type: none"> 綿花の栽培方法や水使用量などは地域や農家ごとに異なり、資源利用やインパクトの地域差を考慮していない。 古いデータを一部で用いている。 有機肥料からのGHG排出量を考慮していない。 	2省エネルギー 4自然資源・土地利用の持続可能な管理、 7持続可能な水資源管理、 8気候変動に対する適応

(参考) グリーンウォッシュ EU動向

- 欧州委員会の調査では、EU域内で環境主張する製品の半数以上が曖昧、誤解を招く、根拠のない内容であった。**グリーンウォッシュ防止**のため、**消費者に対する環境主張等を対象とした指令案**が2023年3月に公表。
- 指令案は**ライフサイクル、気候変動、循環性、海洋資源、生物多様性**などへの**影響評価**が企業に要求されており、**グリーンリスト改訂に向けた検討に必要な分類やネガティブ項目の洗い出しに資する情報源**と考えている。

■ 概要

- ✓ 消費者に対する企業からの環境主張（グリーンクレーム）及び環境ラベルの**科学的根拠に基づく立証と外部検証等を義務付ける**指令案（グリーンクレーム指令案）を2023年3月に公表。
- ✓ 企業が環境主張を行う場合、**主張内容の立証、第三者機関による検証、QRコードなど利用した消費者への情報開示**が求められる。主張対象が製品・企業活動の全体あるいは一部か、主張内容が科学的根拠に基づくか、**原材料から廃棄までのライフサイクルで環境への有意義な影響**が認められるか、**環境主張以外の環境への悪影響（気候変動、資源消費と循環性、水資源と海洋資源の持続可能な利用と保護、汚染、生物多様性、動物福祉と生態系）の有無が特定されているかの評価**が求められる。
- ✓ **負のトレードオフ関係**として、以下の例が指令案の立法理由に挙げられている。
 - ・ **水消費量の節約による温室効果ガス排出量増加**
 - ・ **製造段階のCO₂節約による使用段階のCO₂排出量増加**
 - ・ **集約農業における農業資源の効率的な利用による生物多様性・生態系・動物福祉への影響**
 - ・ **PETボトルのリサイクルにより製造された繊維製品が、より有益な食品接触材のクローズドループリサイクルシステムと競合する場合**
- ✓ 2023年3月の欧州委員会指令案ではカーボンオフセットによる環境主張を認めていたが、欧州議会は新たな要件として**カーボンオフセット制度のみに基づく「カーボンまたは気候ニュートラル」などの環境主張を禁止**することを盛り込んだ上で5月に同意した。

■ 背景

- ✓ 2019年に公表された欧州グリーンディールにおいて、グリーンウォッシュのリスクを低減するためには、購入者がより持続可能な意思決定を行えるようにする上で信頼できる比較可能で検証可能な情報が必要と記載された。
- ✓ 消費者保護を目的とした不正取引方法指令の改正を補完するため、グリーンクレーム指令案が2023年3月に公表された。
- ✓ なお、2020年の欧州委員会調査によれば、環境主張の53.3%がEU全域および幅広い製品カテゴリーにわたって、製品の環境特性について曖昧で誤解を招く、または根拠のない情報を提供していることが判明した。

本資料の目次

1. グリーンファイナンスの概要
2. グリーンファイナンスに関する市場動向
- 3. グリーンファイナンスに関する海外の政策動向**

グリーンファイナンスに関する政策動向

- グリーンファイナンスのための分類・評価に係る資料等を調査。各資料等の概要を以下に整理。

	資料名等	概要
1	EU Environmental taxonomy	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な投資を促進するための枠組みを確立することを目指したEU規則。 6つの環境目的や当該環境目的に貢献する経済活動を評価する基準（タクソミー基準）を規定。
2	ICMA Harmonised Framework for Impact Reporting	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンド原則（GBP）に適合した、インパクトレポーディングについての調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書。最新版は2023年6月。 レポーティングはGBPの核となる要素であるとして、レポーティングに関するコア原則、推奨項目や分野ごとのコア指標、その他指標の例などがまとめられている。
3	ATB ASEAN Taxonomy for Sustainable Finance (Version2)	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN域内の官民におけるサステナブルファイナンスを促進することを目指した枠組み。 ①基本フレームワークと②プラス基準という2つの評価アプローチで構成。また、4つの環境目標や3つの必須基準が設定。 2023年3月の第二版で必須基準に社会的側面が追加された。
4	CBI Climate Bonds Taxonomy	<ul style="list-style-type: none"> 資金用途がパリ協定の目標に対して十分かどうかを認証するための基準。 気候ボンド基準、Climate Bondsタクソミー、セクター別の基準で構成され、資金用途ごとに基準を詳細に規定。
5	(参考) 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)	<ul style="list-style-type: none"> 企業のサステナビリティ情報開示に関する新たな指令（CSRD）に基づき策定されるサステナビリティに関する開示基準。 セクター共通基準は横断的基準と環境・社会・ガバナンスに関するトピック別基準で構成。

1. EUタクソノミーの概要

- EUタクソノミー規則は、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立することを目指すもの。6つの環境目的※1や**当該環境目的に貢献する経済活動を評価する基準（タクソノミー基準）**が規定されている。
- タクソノミー適格となるには、**4つのタクソノミー基準を満たすことが必要**（下表参照）。
- なお、タクソノミー基準の詳細については、環境目的ごとに欧州委員会委任規則で定められることとなっており、現時点では気候変動緩和・気候変動適応の2分野について施行されている。

タクソノミー基準	説明
1 つ以上の環境目的に実質的に貢献する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該経済活動が6つの環境目的のいずれかの達成に貢献することを示すための定量・定性的な基準が、セクターごとに設定されている。
他の環境目標に悪影響がないことを評価する基準（DNSH : does not significantly harm）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各環境目的に対して、当該経済活動が悪影響を与えないよう、定量的な閾値や定性的な基準が設けられている。
ミニマムセーフガード	<ul style="list-style-type: none"> ・ OECD多国籍企業行動ガイドライン、国連ビジネスと人権に関する指導原則、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言、国際人権章典などで規定されている原則を満たすこととされている。
欧州委委員会の委任規則で規定されるスクリーニング基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ セクターごとに定性・定量的な基準が設定されている。 ・ なお、「気候変動緩和」に関しては、各活動が「過渡的な活動（transitional activity）」と「促進する活動（enabling activity）」のいずれに該当するかが明記されている（※2）

※1 ①気候変動緩和、②気候変動適応、③水・海洋資源の持続可能な利用と保全、④循環経済への移行、⑤大気・水・土壌等の汚染防止と制御、⑥生物多様性と生態系の保護と復元

※2 技術的かつ経済的に実現可能な低炭素代替手段が存在しない経済活動は、気候変動緩和への経路と一致する気候中立経済への移行を支援する場合、気候変動緩和に実質的に貢献するとみなされるものとす
ると、EU規則（2020/852）第10条で規定されていることを受けたもの。

2-1. グリーンボンド原則 (GBP)

- グリーンボンド原則 (GBP) の初版は、2014年に投資銀行コンソーシアムが策定。その後国際資本市場協会 (ICMA) が事務局となる。2021年6月が最新版。
- GBP (2021年版) の4つの中核要素と重要推奨事項の概要は下記の通り。

4つの 中核 要素	1. 調達資金の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンプロジェクト (①気候変動緩和策、②気候変動適応策、③自然環境保全、④生物多 様性保全、⑤汚染対策の5 目的に資するもの) の対象区分を例示
	2. プロジェクトの評 価と選定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンプロジェクトの選定基準やプロセス等について、投資家に伝達すべき点、発行体への奨励 事項を規定
	3. 調達資金の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資金は別勘定で管理すること、および、管理の透明性確保について規定
	4. レポートイング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資金の使途に関するレポートイングの内容・開示等について規定 ・ 開示については、全調達資金が充当されるまで、毎年レポートイングの公開するべきと規定
重要 推奨 事項	グリーンボンドフレー ムワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ GBフレームワークの記載内容 (GBPの4つの中核要素との整合性等) を規定 ・ 投資家が、GBフレームワークを直ちに入手できるようにするべきと規定
	外部レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行前 (グリーンボンド等とGBPの整合性)、発行後 (調達資金の管理) の外部レビューを 推奨

2-2. ICMA インパクトレポーティングのフレームに関するガイダンス文書の概要

- レポーティングはGBPの核となる要素である。GBPは、定性的パフォーマンス指標の利用や、可能であれば、定量的測定で参酌した主な基礎的方法及び/ 又は前提条件を開示して、定量的パフォーマンス指標を利用することも推奨。
- ICMAの「インパクトレポーティングについて調和のとれた枠組みを目指す ガイダンス文書」では、レポーティングを作成する発行体に参考文献を提供するために、レポーティングに関する一般的なコア原則と推奨項目の概要を説明。さらに、インパクトレポーティング指標やセクター個別のガイダンスも提供。

セクター	コア指標の観点
1.再生可能エネルギー	●GHG排出削減/削減貢献 ●再生可能エネルギー生産
2. エネルギー効率	●エネルギー使用削減 ●GHG排出削減/削減貢献
3. 持続可能な水資源及び廃水管理	●持続可能な水管理-水利用のサステナビリティ及び効率化プロジェクト ●廃水処理プロジェクト（下水汚泥管理など）
4. 廃棄物管理及び資源効率	●廃棄物管理プロジェクト-資源効率 ●汚染管理 ●エネルギー/省排出型の廃棄物発電プロジェクトを含む廃棄物からのエネルギー回収
5. クリーン輸送	●クリーン輸送プロジェクト ●クリーン輸送インフラの建設
6. グリーンビルディング	●エネルギー性能 ●炭素性能 ●水効率性及び節水 ●廃棄物管理 ●認証基準（利用可能な場合）
7. 生物多様性	●保護地域やその他の効果的な地域をベースとする保全手段（OECM） ●景観保全/復元
8. 気候変動への適応	●気温関連 ●風関連 ●水関連 ●土地関連
9. 循環型経済及び/又は高環境効率プロジェクト	●循環型設計及び生産プロジェクト ●循環的利用 ●循環型の価値再生 ●循環型支援及び製品
10. 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	●作物の生産 ●家畜の生産 ●林業 ●漁業及び水産養殖

3. ASEANタクソノミーの概要

- ASEAN域内の官民におけるサステナブルファイナンスを促進することを目指したものであり、EUタクソノミーをはじめとする他国・地域のタクソノミーを参考に作成されている。2021年11月に初版、2023年3月に第2版を公表。
- ①基本フレームワーク（Foundation Framework ; FF）と②プラス基準（Plus Standard ; FO）という2つの評価アプローチがある。
- 4つの環境目標（Environmental Objectives ; EO）があり、いかなる活動も、少なくともこれらのEOの1つに寄与し、他のEOに悪影響を及ぼさないことを証明しなければならない。
- また、3つの必須基準（Essential Criteria; EC）を満たすことを、全ての活動に求めている。

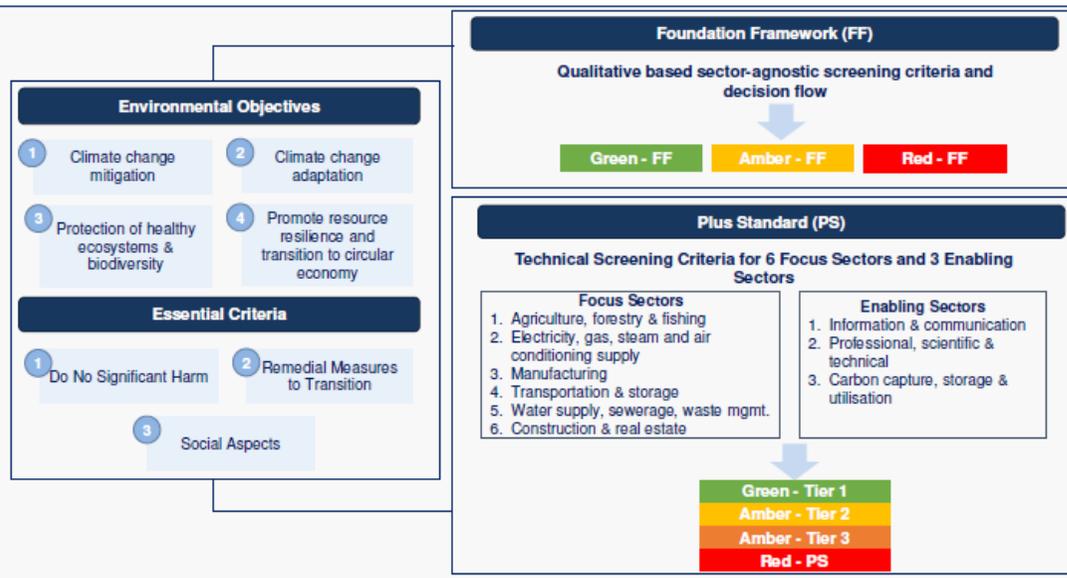


Figure 1: Structure of the ASEAN Taxonomy

環境目標	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動緩和 • 気候変動適応 • 健全なエコシステムと生物多様性の保全 • 資源レジリエンスとサーキュラーエコノミーの促進
必須基準	<ul style="list-style-type: none"> • 著しい害を及ぼさないこと（DNSH） • トランジションへの救済措置（RMT） • 社会的側面

第二版から追加

4. CBIタクソノミーの概要

- 英Climate Bonds Initiative (※) が提供する基準は、資金使途がパリ協定の目標に対して十分かどうかを認証するための基準。
- 気候ボンド基準、Climate Bondsタクソノミー、セクター別の基準で構成され、資金使途ごとに基準が詳細に規定されている。

CBIが提供する基準	概要
気候ボンド基準	<ul style="list-style-type: none"> • 資金使途がパリ協定の目標に対して十分かどうかを認証するための基準。2つのレベルの基準が提供されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ レベル 1 (Aligned) : すでに1.5度経路に整合している資産・プロジェクト。なお、移行計画において、すでにネットゼロに近いもの、セクター別の1.5℃経路の中にあるもの、今後1.5℃経路との整合が予測されるものが含まれる。 ➢ レベル 2 (Transition) : 移行計画により、2030年までに1.5℃経路に沿って削減されると予測されている資産・プロジェクト。
Climate Bondsタクソノミー	<ul style="list-style-type: none"> • 特定された資産やプロジェクトが1.5℃経路に適合すると考えられるかどうかを4段階で判断。一部の資産やプロジェクトにはスクリーニング基準が設定されている；①自動的に適合、②スクリーニング指標に適合していれば適合、③適合しない、④より多くの取組が必要。
セクター別の基準	<ul style="list-style-type: none"> • Climate Bondsタクソノミーのサブセット。 • セクター別に、対象する資産・プロジェクトのスコープや基準が設定にされている。 • 2023年7月現在、基準が策定されているのは以下の19セクター；農業、施設園芸農業、基礎化学、バイオエネルギー、建設、セメント、電力網、低炭素な陸上輸送、林業・土地保全、地熱発電、水素、水力発電、海洋再生可能エネルギー、海上輸送、太陽光発電、鉄鋼、廃棄物管理、水インフラ、風力発電。

※ 英Climate Bonds Initiative (CBI) は、2010年12月に設立された、低炭素経済に向けた大規模投資の促進を目指す国際NPO

出所: Climate Bonds Initiativeホームページより作成

(参考) 5. 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) 案の概要

- EUでは2023年1月に発効された、企業のサステナビリティ情報開示に関する新たな指令 (CSRD) に基づき策定される**サステナビリティに関する開示基準**。
- 2023年6月にセクター共通基準が公表。2024年にはセクター別基準や中小企業向け基準が公表予定。
- セクター共通基準は横断的基準と環境・社会・ガバナンスに関するトピック別基準で構成されている。

基準の種類		ESRS No.	サブトピック
横断的な基準		ESRS1 全般的要件	—
		ESRS2 全般的開示	—
トピック別の基準	環境	ESRS E1 気候変動	気候変動への適応・緩和、エネルギー
		ESRS E2 汚染	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、生物資源や食料資源の汚染、問題のある物質、非常に問題のある物質、マイクロプラスチック
		ESRS E3 水と海洋資源	水、海洋資源
		ESRS E4 生物多様性と生態系	生物多様性の損失への直接的な影響、種の状態への影響、エコシステム拡張や状態への影響、エコシステムサービスへの影響や依存性
		ESRS E5 資源利用と循環経済	資源のインフロー、製品やサービスに関連する資源のアウトフロー、廃棄物
	社会	ESRS S1 自社の労働者	労働環境、機会や扱いの平等、その他の労働に関する権利
		ESRS S2 バリューチェーンの労働者	労働環境、機会や扱いの平等、その他の労働に関する権利
		ESRS S3 影響を受けるコミュニティ	コミュニティ経済、社会的・文化的な権利
		ESRS S4 消費者とエンドユーザー	消費者やエンドユーザーに対する情報関連の影響、消費者やエンドユーザーの安全、消費者および/またはエンドユーザーの社会的なインクルーシブ
	ガバナンス	ESRS G1 事業活動	企業文化、内部告発者保護、動物福祉、政治的関与、サプライヤーとの関係性